

関税率表解説改正

新	旧
第 11 部 紡織用纖維及びその製品	第 11 部 紡織用纖維及びその製品
注	注
<p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ブラシ製造用の獸毛（第 05.02 項参照）並びに馬毛及びそのくず（第 05.11 項参照）</p> <p>(b) ~ (d) （省 略）</p> <p>(e) 第 30.05 項又は第 30.06 項の物品及び第 33.06 項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p> <p>(f) ~ (v) （省 略）</p> <p>2 ~ 12 （省 略）</p> <p><u>13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「弹性糸」とは、合成纖維の長纖維の糸（単纖維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの 3 倍に伸ばしても切れず、もとの長さの 2 倍に伸ばした後 5 分以内にもとの長さの 1.5 倍以下に戻るもの</u>をいう。</p> <p><u>14 文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用纖維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。</u></p> <p>この場合において、「紡織用纖維から成る衣類」とは、第 61.01 項から第 61.14 項まで及び第 62.01 項から第 62.11 項までの衣類をいう。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ブラシ製造用の獸毛（第 05.02 項参照）並びに馬毛及びそのくず（第 05.03 項参照）</p> <p>(b) ~ (d) （省 略）</p> <p>(e) 第 30.05 項又は第 30.06 項の物品（例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獸医用の物品及び殺菌した外科用縫合材）及び第 33.06 項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）</p> <p>(f) ~ (v) （省 略）</p> <p>2 ~ 12 （省 略）</p> <p style="text-align: right;">（新 規）</p> <p><u>13 文脈により別に解釈される場合を除くほか、紡織用纖維から成る衣類で異なる項に属するものは、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。</u></p> <p>この場合において、「紡織用纖維から成る衣類」とは、第 61.01 項から第 61.14 項まで及び第 62.01 項から第 62.11 項までの衣類をいう。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
号注	号注
<p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>(a) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。</u></p> <p>() 構成纖維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしてないもの</p> <p>() 反毛した紡織用纖維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）</p> <p>漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので单</p>	<p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p><u>(a) 「弹性糸」とは、合成纖維の長纖維の糸（単纖維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの 3 倍に伸ばしても切れず、もとの長さの 2 倍に伸ばした後 5 分以内にもとの長さの 1.5 倍以下に戻るもの</u>をいう。</p> <p><u>(b) 「漂白してない糸」とは、次のいずれかの糸をいう。</u></p> <p>() 構成纖維固有の色を有するもので、漂白、浸染（全体を浸染してあるかないかを問わない。）及びなせんのいずれもしてないもの</p> <p>() 反毛した紡織用纖維から製造したもので、色を特定することができないもの（グレーヤーン）</p> <p>漂白してない糸には、無色の仕上げをしたもの又は一時的に染めたもので单</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>にせっけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあっては、つや消し剤（例えば、二酸化チタン）により全体を処理したものを含む。</p> <p><u>(b)</u> 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 漂白工程を経たもの、漂白した纖維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの () 漂白しない纖維と漂白した纖維とを混合したものから成るもの () マルチブルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白しない糸と漂白した糸とから成るもの <p><u>(c)</u> 「着色した糸（浸染し又はなせんした糸）」とは、次のいずれかの糸をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 浸染したもの（全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したもの及び一時的に染めたものを除く。）、なせんしたもの又は浸染し若しくはなせんした纖維から成るもの () 異なる色に浸染した纖維を混合したものから成るもの、漂白しない纖維若しくは漂白した纖維と着色した纖維とを混合したものから成るもの（単糸空（モク）又はミキスチュアヤーン）又は一以上の色で点状の模様をなせんしたものの () なせんしたスライバー又はローピングから得たもの () マルチブルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白しない糸又は漂白した糸とから成るもの <p><u>(a)から(c)までの規定</u>は、単纖維及び第 54 類のストリップその他これに類する物品に準用する。</p> <p><u>(d)</u> 織物との関連で「漂白しないもの」とは、漂白しない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしないものをいうものとし、無色の仕上げをしたもの及び一時的に染めたものを含む。</p> <p><u>(e)</u> 織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 織った後に漂白したの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織った後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの () 漂白した糸から成るもの () 漂白しない糸と漂白した糸とから成るもの <p><u>(f)</u> 織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 織った後に単一の色で均一に浸染したもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。）又は織った後に色付きの仕上げをしたもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。） 	<p>にせっけんで洗浄することにより染めが消失するものを含むものとし、人造繊維の糸にあっては、つや消し剤（例えば、二酸化チタン）により全体を処理したものを含む。</p> <p><u>(c)</u> 「漂白した糸」とは、次のいずれかの糸をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 漂白工程を経たもの、漂白した纖維から成るもの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染し（全体を浸染してあるかないかを問わない。）若しくは白色の仕上げをしたもの () 漂白しない纖維と漂白した纖維とを混合したものから成るもの () マルチブルヤーン又はケーブルヤーンで、漂白しない糸と漂白した糸とから成るもの <p><u>(d)</u> 「着色した糸（浸染し又はなせんした糸）」とは、次のいずれかの糸をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 浸染したもの（全体を浸染してあるかないかを問わないものとし、白色に浸染したもの及び一時的に染めたものを除く。）、なせんしたもの又は浸染し若しくはなせんした纖維から成るもの () 異なる色に浸染した纖維を混合したものから成るもの、漂白しない纖維若しくは漂白した纖維と着色した纖維とを混合したものから成るもの（単糸空（モク）又はミキスチュアヤーン）又は一以上の色で点状の模様をなせんしたものの () なせんしたスライバー又はローピングから得たもの () マルチブルヤーン又はケーブルヤーンで、着色した糸と漂白しない糸又は漂白した糸とから成るもの <p><u>(a)から(d)までの規定</u>は、単纖維及び第 54 類のストリップその他これに類する物品に準用する。</p> <p><u>(e)</u> 織物との関連で「漂白しないもの」とは、漂白しない糸から成る織物で、漂白、浸染及びなせんのいずれもしないものをいうものとし、無色の仕上げをしたもの及び一時的に染めたものを含む。</p> <p><u>(f)</u> 織物との関連で「漂白したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 織った後に漂白したの又は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、織った後に白色に着色し若しくは白色の仕上げをしたもの () 漂白した糸から成るもの () 漂白しない糸と漂白した糸とから成るもの <p><u>(g)</u> 織物との関連で「浸染したもの」とは、次のいずれかの織物をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 織った後に単一の色で均一に浸染したもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色に浸染したものを除く。）又は織った後に色付きの仕上げをしたもの（文脈により別に解釈される場合を除くほか、白色の仕上げをしたものを除く。）

関税率表解説改正

新	旧
<p>() 単一の色で均一に着色した糸から成るもの</p> <p><u>(g)</u> 織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物（なせんした織物を除く。）をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。</p> <p>() 異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの（構成繊維固有の色のみを有するものを除く。）</p> <p>() 着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの</p> <p>() 单糸糸（モク）又はミキスチュアヤーンから成るもの</p> <p><u>(h)</u> 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織った後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかを問わないものとし、ブラシ、スプレー、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p><u>(a)</u> から <u>(h)</u> までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p><u>(d)</u> から <u>(h)</u> までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</p> <p><u>(ij)</u> 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。</p>	<p>() 単一の色で均一に着色した糸から成るもの</p> <p><u>(h)</u> 織物との関連で「異なる色の糸から成るもの」とは、次のいずれかの織物（なせんした織物を除く。）をいう。この場合において、織物の耳又は端に使用する糸は、考慮しない。</p> <p>() 異なる色の糸から成るもの又は同色で濃淡の異なる糸から成るもの（構成繊維固有の色のみを有するものを除く。）</p> <p>() 着色した糸と漂白してない糸又は漂白した糸とから成るもの</p> <p>() 单糸糸（モク）又はミキスチュアヤーンから成るもの</p> <p><u>(ij)</u> 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織った後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかを問わないものとし、ブラシ、スプレー、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p><u>(a)</u> から <u>(ij)</u> までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p><u>(e)</u> から <u>(ij)</u> までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</p> <p><u>(k)</u> 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織をいう。</p>
2 (省略)	2 (省略)
<p>総 説</p> <p>(省略)</p> <p>() 50類～55類</p> <p>(省略)</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 糸</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p><u>(6) 弹性糸及びテクスチャード加工糸（11部の注13参照）</u></p> <p>弹性糸は、11部の注13に規定されている。当該規定の中で述べられているテクスチャード加工糸については、5402.31号から5402.39号の号の解説に規定されているので注意しなければならない。</p> <p>(C) (省略)</p>	<p>総 説</p> <p>(省略)</p> <p>() 50類～55類</p> <p>(省略)</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 糸</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(C) (省略)</p>
号の解説	号の解説

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p><u>弹性糸及びテクスチャード加工糸</u> <u>弹性糸は、11部の号注1(a)に規定されている。当該規定の中で述べられているテクスチャード加工糸については、5402.31号から5402.39号の解説に規定されているので注意しなければならない。</u></p>
異なる色の糸から成る織物 (省略)	異なる色の糸から成る織物 (省略)
織り方 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織であると、11部の号注1(ij)に規定されている。この織柄を図式化すると次の通りである。 (省略) () ~ () (省略)	織り方 「平織り」とは、各よこ糸が交互にたて糸の上下を通過し、各たて糸が交互によこ糸の上下を通過する織物組織であると、11部の号注1(k)に規定されている。この織柄を図式化すると次の通りである。 (省略) () ~ () (省略)

関税率表解説改正

新	旧
<p>50.03 編のくず(縄糸に適しない繩、糸くず及び反毛した纖維を含む。)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p>	<p>50.03 編のくず(縄糸に適しない繩、糸くず及び反毛した纖維を含む。)</p> <p><u>5003.10 - カード及びコームのいずれもしてないもの</u></p> <p><u>5003.90 - その他のもの</u></p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>第 51 類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ピクナ、<u>らくだ</u>(ヒトコブラクダを含む。) 、やく、うさぎ(アンゴラうさぎを含む。)、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラや ぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獸毛以外の獸毛をいう。ただし 、ブラシ製造用の獸毛(第05.02項参照)及び馬毛(第05.11項参照)を除く。</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類の解説については、11部の総説を参照すること。</p> <p>この類には、羊毛、織獸毛及び粗獸毛(羊毛又は獸毛に属する混用纖維を含む。)の もので、原料から織物となるまでの各段階のものを含む。また、馬毛の糸及び織物も含 まれるが、<u>05.11項</u>の馬毛及び馬毛のくずは、この項から除かれる。「馬毛」とは、馬属 の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう(5類注4)。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第 51 類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ピクナ、<u>らくだ</u>、やく、うさぎ(アンゴラ うさぎを含む。)、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラや ぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獸毛以外の獸毛をいう。ただし 、ブラシ製造用の獸毛(第05.02項参照)及び馬毛(第05.03項参照)を除く。</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類の解説については、11部の総説を参照すること。</p> <p>この類には、羊毛、織獸毛及び粗獸毛(羊毛又は獸毛に属する混用纖維を含む。)の もので、原料から織物となるまでの各段階のものを含む。また、馬毛の糸及び織物も含 まれるが、<u>05.03項</u>の馬毛及び馬毛のくずは、この項から除かれる。「馬毛」とは、馬属 の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう(5類注4)。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>51.02 織獸毛及び粗獸毛（カードし又はコームしたものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（1）この表において、「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ピクナ、<u>らくだ（ヒトコブラクダを含む。）</u>、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう（類注1（b）参照）。</p> <p>織獸毛は、一般に羊毛よりも柔らかく、捲縮が少ない。アルパカ、ラマ、ピクナ、<u>らくだ（ヒトコブラクダを含む。）</u>、やく、アンゴラやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎ及びアンゴラうさぎの獸毛は、一般に羊毛と同じように紡績することができる。これらは、また、かつらを作るのに使用したり、人形の髪を作るのにも使われる。他の織獸毛（普通のうさぎ、ビーバー、ヌートリヤ又はムスクラット）は、通常、紡績には適さないのでフェルトの製造や詰物等として使用される。</p> <p>（2）この表において、「粗獸毛」とは、上記1以外のすべての獸毛をいう。ただし、羊毛（51.01項）、馬又は牛のたてがみ及び尾毛（05.11項の馬毛に属する。）、豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獸毛（05.02項）（注1（C）参照）を除く。</p> <p>この項に属する粗獸毛には、馬又は牛の横腹の毛及び普通のやぎ、犬、猿及びかわうその毛を含む。</p> <p>粗獸毛は一般に粗毛糸、粗織物、フェルト、敷物又は詰物として使用される。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>51.02 織獸毛及び粗獸毛（カードし又はコームしたものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（1）この表において、「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ピクナ、<u>らくだ（ヒトコブラクダを含む。）</u>、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう（類注1（b）参照）。</p> <p>織獸毛は、一般に羊毛よりも柔らかく、捲縮が少ない。アルパカ、ラマ、ピクナ、<u>らくだ（ヒトコブラクダを含む。）</u>、やく、アンゴラやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎ及びアンゴラうさぎの獸毛は、一般に羊毛と同じように紡績することができる。これらは、また、かつらを作るのに使用したり、人形の髪を作るのにも使われる。他の織獸毛（普通のうさぎ、ビーバー、ヌートリヤ又はムスクラット）は、通常、紡績には適さないのでフェルトの製造や詰物等として使用される。</p> <p>（2）この表において、「粗獸毛」とは、上記1以外のすべての獸毛をいう。ただし、羊毛（51.01項）、馬又は牛のたてがみ及び尾毛（05.03項の馬毛に属する。）、豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獸毛（05.02項）（注1（C）参照）を除く。</p> <p>この項に属する粗獸毛には、馬又は牛の横腹の毛及び普通のやぎ、犬、猿及びかわうその毛を含む。</p> <p>粗獸毛は一般に粗毛糸、粗織物、フェルト、敷物又は詰物として使用される。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>51.03 羊毛、織獸毛又は粗獸毛のくず(糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 馬毛のくず (05.11) (b) ~ (f) (省略)</p>	<p>51.03 羊毛、織獸毛又は粗獸毛のくず(糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 馬毛のくず (05.03) (b) ~ (f) (省略)</p>
<p>51.08 紡毛糸及び梳(そ)毛糸(織獸毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、カード又はコームした織獸毛(織獸毛については51.02項の解説参照)のロービングを紡績して得られる糸(単糸又はマルチプルヤーン)を含む。</p> <p>ただし、小売用にしたもの(11部の総説() (B) (3)の規定参照)は含まない。</p> <p>この項の糸は、主に、薄地の衣類用(例えば、アルパカ)、オーバーコート用又は毛布用(例えば、<u>らくだ(ヒトコプラクダを含む。)</u>の毛)、ベルベット用及び模造毛皮用の織物又は編物の製造に使用される。</p> <p>これらの糸には、11部の総説() (B) <u>(3)</u>に規定する処理をしているものもある。</p>	<p>51.08 紡毛糸及び梳(そ)毛糸(織獸毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、カード又はコームした織獸毛(織獸毛については51.02項の解説参照)のロービングを紡績して得られる糸(単糸又はマルチプルヤーン)を含む。</p> <p>ただし、小売用にしたもの(11部の総説() (B) (3)の規定参照)は含まない。</p> <p>この項の糸は、主に、薄地の衣類用(例えば、アルパカ)、オーバーコート用又は毛布用(例えば、<u>らくだの毛</u>)、ベルベット用及び模造毛皮用の織物又は編物の製造に使用される。</p> <p>これらの糸には、11部の総説() (B) <u>(1)</u>に規定する処理をしているものもある。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>51.10 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンブヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 馬毛の糸。これらの糸は、一般に短い馬毛（馬のたてがみ又は牛の尾毛）を紡績して得られる。馬の尾毛からの長い馬毛は紡績できない。これらは、しばしば両端を結ぶことにより、ある種の馬毛繊維の製造にたて糸として使用される連続したフィラメントを形成する。その用途から、この種のフィラメントはこの項に分類される。しかしながら、馬毛の単毛（両端を結んでいないもの）は<u>05.11項</u>に属する。</p> <p>馬毛を綿糸又はその他の糸で巻きつけた馬毛の束からなる馬毛の糸は、この項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>51.10 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンブヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 馬毛の糸。これらの糸は、一般に短い馬毛（馬のたてがみ又は牛の尾毛）を紡績して得られる。馬の尾毛からの長い馬毛は紡績できない。これらは、しばしば両端を結ぶことにより、ある種の馬毛繊維の製造にたて糸として使用される連続したフィラメントを形成する。その用途から、この種のフィラメントはこの項に分類される。しかしながら、馬毛の単毛（両端を結んでいないもの）は<u>05.03項</u>に属する。</p> <p>馬毛を綿糸又はその他の糸で巻きつけた馬毛の束からなる馬毛の糸は、この項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>51.13 毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）</p> <p>この項には、51.02項に含まれる粗獣毛又は馬毛の糸（51.10）で製造した織物（11部の総説（ ）（C）に規定する。）を含む。ただし、馬毛製の織物は、<u>05.11項</u>の馬毛（単毛）で製造されることもある。</p> <p>粗獣毛の織物は、家具又は室内用品の内張り、衣類のしん地等に使用される。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>51.13 毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）</p> <p>この項には、51.02項に含まれる粗獣毛又は馬毛の糸（51.10）で製造した織物（11部の総説（ ）（C）に規定する。）を含む。ただし、馬毛製の織物は、<u>05.03項</u>の馬毛（単毛）で製造されることもある。</p> <p>粗獣毛の織物は、家具又は室内用品の内張り、衣類のしん地等に使用される。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>52.08 編織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>- なせんしたもの</p> <p>（省 略）</p> <p>（削 除）</p> <p>5208.59 - - その他の織物</p> <p>（省 略）</p>	<p>52.08 編織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>- なせんしたもの</p> <p>（省 略）</p> <p><u>5208.53 - - 3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</u></p> <p>5208.59 - - その他の織物</p> <p>（省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
52.10 縞織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。） - 漂白していないもの (省略) (削除)	52.10 縞織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。） - 漂白していないもの (省略) <u>5210.12 - - 3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</u> 5210.19 - - その他の織物 - 漂白したもの (省略) (削除)
5210.19 - - その他の織物 - 漂白したもの (省略) (削除)	5210.19 - - その他の織物 - 漂白したもの (省略) <u>5210.22 - - 3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</u> 5210.29 - - その他の織物 (省略)
5210.29 - - その他の織物 (省略) - 異なる色の糸から成るもの (省略) (削除)	5210.29 - - その他の織物 (省略) - 異なる色の糸から成るもの (省略) <u>5210.42 - - 3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</u> 5210.49 - - その他の織物 - なせんしたもの (省略) (削除)
5210.49 - - その他の織物 - なせんしたもの (省略) (削除)	5210.49 - - その他の織物 - なせんしたもの (省略) <u>5210.52 - - 3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</u> 5210.59 - - その他の織物 (省略)
5210.59 - - その他の織物 (省略)	

関税率表解説改正

新	旧
<p>52.11 綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。） (省略) <u>5211.20 - 漂白したもの</u> (削除) (削除) (削除) (省略) (省略)</p>	<p>52.11 綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。） (省略) <u>- 漂白したもの</u> <u>5211.21 - - 平織りのもの</u> <u>5211.22 - - 3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの</u> <u>5211.29 - - その他の織物</u> (省略) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>53.02 大麻(カナビス・サティヴァ。精紡したものと除く。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 大麻と呼ばれることがある植物性繊維で、例えば、次の物品</p> <p>(1) Tampico hemp (istle) (14.04又は53.05)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>Haiti hemp (Agave foetida)、Manila hemp (abaca)、Mauritius hemp (Furcraea gigantea) 及びNew Zealand hemp又はNew Zealand flax (Phormium tenax) (53.05)</u></p> <p>(b) ~ (d) (省略)</p>	<p>53.02 大麻(カナビス・サティヴァ。精紡したものと除く。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した繊維を含む。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 大麻と呼ばれることがある植物性繊維で、例えば、次の物品</p> <p>(1) Tampico hemp (istle) (14.03又は53.04)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>Haiti hemp (Agave foetida) (53.04)</u></p> <p>(4) <u>Manila hemp (abaca)、Mauritius hemp (Furcraea gigantea) 及びNew Zealand hemp又はNew Zealand flax (Phormium tenax) (53.05)</u></p> <p>(b) ~ (d) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p>53.04 サイザルその他のアグーブ属の紡織用纖維（精紡したものと除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。） <u>5304.10 - サイザルその他のアグーブ属の紡織用纖維（生のものに限る。）</u> <u>5304.90 - その他のもの</u></p> <p>この項には、ある種の単子葉植物、特にAgavaceae科の植物の葉から得られるサイザルその他のアグーブ属の紡織用纖維を含む。 これらの纖維は、多くの場合53.03項の紡織用韌（じん）皮纖維よりも粗硬、かつ、太いものである。 更に、この項には、生のもの、紡績用に調製したもの（例えば、カード又はコームしてスライバーにしたもの）、トウ若しくは纖維のくず（主としてコーミングの際に得られるもの）、糸くず（主として紡績又は製織の際に得られるもの）又は反毛した纖維（ぼろ又は綱のくず等から得られるもの）を含む。 この項には、次の纖維を含む。 <u>Sisal (Agave sisalana)</u> <u>Haiti hemp (Agave foetida)</u> <u>Henequen (Agave fourcroydes)</u> <u>Istle又はixtle (Tampico hemp又はMexican hemp) : これらの纖維は、Agave funkiana又はAgave lechungilliaから採取したもので、主としてブラシの製造に使用され、通常14.03項に属するものであるが、紡織用としての用途を示す状態に加工した場合には、この項に属する。</u> <u>Maguey又はCantala : Agave cantala (フィリピン又はインドネシア) 又はAgave tequilana (メキシコ) から得られる。</u> <u>Pita (Agave americana)</u> 漂白又は浸染は、この項の物品の所属の決定には影響を及ぼさない。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>53.05 ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用纖維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。） （削除）</p> <p>この項には、ある種の単子葉植物（例えば、ココヤシ、アバカ又はサイザル）の葉若しくは果実から得られる植物性紡織用纖維又はラミーのように urticaceae科の双子葉植物の茎から得られる植物性紡織用纖維（他の項に該当するものを除く。）を含む。</p> <p>（省略）</p> <p>Aloe fibre <u>Haiti hemp (Agave foetida)</u> <u>Henequen (Agave fourcroydes)</u> <u>Istle</u>又は<i>ixtle</i> (Tampico hemp又はMexican hemp) : これらの纖維は、<i>Agave funkiana</i>又は<i>Agave lechungilla</i>から採取したもので、主としてブラシの製造に使用され、通常14.04項に属するものであるが、紡織用としての用途を示す状態に加工した場合には、この項に属する。 <u>Maguey</u>又は<u>Cantala</u> : <i>Agave cantala</i> (フィリピン又はインドネシア) 又は <i>Agave tequilana</i> (メキシコ) から得られる。 <u>Mauritius hemp</u> (<i>Furcraea gigantea</i>) : <i>piteira</i>とも呼ばれる（ブラジル） 。 <u>New Zealand hemp</u>又は<u>New Zealand flax</u> (<i>Phormium tenax</i>) <u>Peat fibre</u> (<i>Berandine peat</i>又は<i>Beraudine peat</i>とも呼ばれる。) : この纖維は、木質の泥炭から得られる。この纖維は、紡織用纖維としての用途を示す状態に加工した場合にのみこの項に属する。その他の場合にはこの項には含まない(27.03)。 パイナップル：この纖維は、<i>Curana</i> (アマゾン)、<i>Pina</i> (メキシコ) 又は <i>Silkgrass</i>とも呼ばれ、<i>Bromeliaceae</i>科のパイナップル系植物の葉から得られる</p>	<p>53.05 ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用纖維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。） - ココヤシのもの（コイヤ） <u>5305.11 - - 生のもの</u> <u>5305.19 - - その他のもの</u> - アバカのもの <u>5305.21 - - 生のもの</u> <u>5305.29 - - その他のもの</u> <u>5305.90 - その他のもの</u></p> <p>この項には、ある種の単子葉植物の葉若しくは果実から得られる植物性紡織用纖維又はラミーのように urticaceae科の双子葉植物の茎から得られる植物性紡織用纖維（他の項に該当するもの（例えば、53.04項に属するサイザル）を除く。）を含む。</p> <p>（省略）</p> <p>Aloe fibre (新規)</p> <p><i>Mauritius hemp</i> (<i>Furcraea gigantea</i>) : <i>piteira</i>とも呼ばれる（ブラジル） 。 <u>New Zealand hemp</u>又は<u>New Zealand flax</u> (<i>Phormium tenax</i>) <u>Peat fibre</u> (<i>Berandine peat</i>又は<i>Beraudine peat</i>とも呼ばれる。) : この纖維は、木質の泥炭から得られる。この纖維は、紡織用纖維としての用途を示す状態に加工した場合にのみこの項に属する。その他の場合にはこの項には含まない(27.03)。 パイナップル：この纖維は、<i>Curana</i> (アマゾン)、<i>Pina</i> (メキシコ) 又は <i>Silkgrass</i>とも呼ばれ、<i>Bromeliaceae</i>科のパイナップル系植物の葉から得られる</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>。この纖維には、Pita floja、Colombia pita、Arghan、Caroa（ブラジル）、Karates等の纖維を含む。</p> <p><u>Pita (Agave americana)</u></p> <p>Sansevieria : Bowstring hemp又はIfe hempとも呼ばれる。</p> <p><u>Sisal (Agave sisalana)</u></p> <p>Typha : この纖維は、typha又はcattail植物の葉から得られる。これら纖維は同じ植物の種子に付いている短い毛と混同してはならない。これらの毛は、救命具、がん具等の詰物材料として使用されるものであり、この項には含まない（14.04）。</p> <p>Yucca</p> <p>（省略）</p>	<p>。この纖維には、Pita floja、Colombia pita、Arghan、Caroa（ブラジル）、Karates等の纖維を含む。</p> <p>（新規）</p> <p>Sansevieria : Bowstring hemp又はIfe hempとも呼ばれる。</p> <p>（新規）</p> <p>Typha : この纖維は、typha又はcattail植物の葉から得られる。これら纖維は同じ植物の種子に付いている短い毛と混同してはならない。これらの毛は、救命具、がん具等の詰物材料として使用されるものであり、この項には含まない（14.02）。</p> <p>Yucca</p> <p>（省略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>53.08 その他の植物性紡織用纖維の糸及び紙糸</p> <p>(省略)</p> <p>(A) その他の植物性紡織用纖維の糸 このグループには、53.02項の大麻纖維、<u>53.05項</u>の植物性紡織用纖維又は11部に属さない植物性纖維（特に、カポック、イストル等14類のもの）を紡績して得られる单糸又はマルチプルヤーンを含む。</p> <p>(省略)</p> <p>(B) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>53.08 その他の植物性紡織用纖維の糸及び紙糸</p> <p>(省略)</p> <p>(A) その他の植物性紡織用纖維の糸 このグループには、53.02項の大麻纖維、<u>53.04項</u>若しくは<u>53.05項</u>の植物性紡織用纖維又は11部に属さない植物性纖維（特に、カポック、イストル等14類のもの）を紡績して得られる单糸又はマルチプルヤーンを含む。</p> <p>(省略)</p> <p>(B) (省略)</p> <p>(省略)</p>